

平成30年2月28日

各位

山形市旅籠町三丁目2番3号  
株式会社 きらやか銀行

## 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社きらやか銀行（本社：山形県山形市、代表取締役頭取：栗野 学、以下「当行」）は、銀行法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）に則り、「電子決済等代行業者（※）との連携及び協働に係る方針」を公表いたします。

今後、当行はお客様に対し付加価値の高い金融サービスを提供することを目的に、電子決済等代行業者を始めとする外部機関と様々な連携及び協働を検討してまいります。

以上

（※）銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法第二条十八項に定める事業者

株式会社 きらやか銀行

経営企画部 奥村・万年

023-631-0001

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

株式会社きらやか銀行(以下、当行)は、経営理念として「本業支援を通して、地元の「中小企業」と「そこに働いている従業員の皆さま」から喜んでいただき、地域と共に生きること」を経営の基本としています。そのためには、お客さまの発展が不可欠であり、当行は、これまでもお客さまの発展に資する取り組みを積極的に行っております。

また、株式会社じもとホールディングス(以下、じもとHD)およびじもとHD傘下の当行、株式会社仙台銀行(以下、仙台銀行)は、じもとグループとして県境を越えた地域金融グループの特徴を最大限発揮し、地域経済の復興・創生に貢献し、お客様・地域に喜んでいただけるグループとなることを長期ビジョンとして活動しております。

今後、このような活動をさらに進展させていくために、電子決済等代行業者を始めとする外部機関と様々な連携及び協働を通じて、当行およびじもとグループのお客様に対してより付加価値の高い金融サービスを提供することにより、「お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展」していくことを目指してまいります。

### 2. オープン API に関する体制整備の有無、理由、実施完了時期

当行は、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針」を実現するため、口座参照関連・資金移動関連のオープン API に関する体制整備について検討中であり、決定後速やかに公表いたします。

### 3. オープン API 関連システムの開発、運用等を自行で行うか、委託するかの別、及びその他のシステム構築に関する方針

当行は、オープン API 関連システムの開発、運用等については第三者に委託をする予定ですが、委託先については現在検討中です。

当行が検討する委託先のオープンAPI関連システムは、全国銀行協会が公表している「オープン API のあり方に関する検討会報告書 - オープン・イノベーションの活性化に向けて - (平成 29 年 7 月)」、金融情報システムセンター(以下、FISC)が公表している「金融機関における FinTech に関する有識者検討会報告書(平成 29 年 6 月)」及び関連団体の公表する各種ガイドラインに基づきシステム構築を行う予定です。

4. 当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門は、以下のとおりです。

- 担当部門:経営企画部
- 連絡先:023-631-0001

5. その他電子決済等代行業者が当該銀行との連携を検討するに当たって参考となるべき情報

当行は、じもとHDおよび仙台銀行と連携し、電子決済等代行業者との連携及び協働の対応を行ってまいります。

以上